この場合において、Zは次表による。

| ウラン二三五の濃縮度 | Z |
|---|---|
| 一・五パーセント以下 | 二千二百 |
| 一・五パーセントを超え五パーセント以下 | 八百五十 |
| 五パーセントを超え十パーセント以下 | 六百六十 |
| 十パーセントを超え二十パーセント以下 | 五百八十 |
| 二十パーセントを超えるもの | 四百五十 |

(2) 次に掲げる全ての要件に適合すること。

(i) 外接する直方体の各辺が三十センチメートル以上であること。

(ii) 臨界安全指数（第三十六条第二項の規定による計算の方法にかかわらず、次式において得られた値をいう。）が十を超えないこと。

百×（ウラン二三五の重量（グラム）／Z＋他の核分裂性核種の重量（グラム）／二百八十）

この場合において、Zは(1)の表による。

(iii) 次条に定める核分裂性輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、容器の構造部に一辺十センチメートルの立方体を包含するようなくぼみが生じないこと及び外接する直方体の各辺が三十センチメートル以上であること。

(3) 次に掲げる全ての要件に適合すること。この場合において、第三十六条第二項に規定する臨界安全指数は、同項の規定による計算の方法にかかわらず、次式において得られた値をいう。

百×（ウラン二三五の重量（グラム）／四百五十＋他の核分裂性核種の重量（グラム）／二百八十）

(i) 核分裂性核種の重量が十五グラムを超えないこと。

(ii) 次条に定める核分裂性輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、容器の構造部に一辺十センチメートルの立方体を包含するようなくぼみが生じないこと及び外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。

二　プルトニウム（その重量が一キログラムを超えないものに限る。）を収納する核分裂性輸送物であって、次に掲げる全ての要件に適合するもの。この場合において、第三十六条第二項に規定する臨界安全指数は、同項の規定による計算の方法にかかわらず、プルトニウムの重量（グラム）を十で除して得られた値をいう。

イ　核分裂性核種の重量がプルトニウムの重量の二十パーセントを超えないこと。

ロ　ウランの重量がプルトニウムの重量の一パーセントを超えないこと。

第三十三条第一項中「ＬＳＡ－Ｉ」の下に「（核分裂性核種の重量が四十五グラムを超えないものに限る。）」を加え、同条第二項中「ＳＣＯ－Ｉ」の下に「（核分裂性核種の重量が四十五グラムを超えないものに限る。）」を加える。

第三十六条第二項中「大なるもの」の下に「又は第二十三条の二第一号ハ(1)から(3)まで若しくは第二号で求めたもの」を加える。

第三十八条第一項第三号中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）」を「法」に改める。

第四十条中「第二十三条」の下に「及び第二十三条の二」を加える。

第四十一条第四項中「を原子力規制委員会に」を「に、当該更新を受けようとする核燃料輸送物に係る核燃料輸送物設計承認書を添えて、原子力規制委員会に」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　原子力規制委員会は、第三項に規定する更新をしたときは、核燃料輸送物設計承認書を書き換えて交付するものとする。

第四十一条第六項中「に当該核燃料輸送物設計承認書を添えて原子力規制委員会に提出し、その書換えを受けなければならない」を「を提出しなければならない」に改める。

別記第五第一号イ中「一メートル」の下に「、下面の端部及び隅角部の曲率半径が六ミリメートル以下」を加え、同号ロ中「であるものに」を「であり、かつ、その端部の曲率半径が六ミリメートル以下のものに」に改める。

別記第十二第一号ロ(1)中「一メートル」の下に「、下面の端部及び隅角部の曲率半径が六ミリメートル以下」を加える。

（放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部改正）

**第二条**　放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号ハ中「用いたものを除く。」の下に「以下この号において同じ。」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該機器等がその大きさにより当該表示を有することが困難である場合は、この限りでない。

第六条中「規則第十八条の四第六号」の下に「ただし書」を、「運搬する場合」の下に「（同条第二号ハただし書に定める場合を除く。）」を加える。

第十条中「第十八条の五第十号」を「第十八条の五第九号」に、「同条第十一号」を「同条第十号」に改める。

第二十五条第四項中「を原子力規制委員会に」を「に、当該更新を受けようとする放射性輸送物に係る放射性輸送物設計承認書を添えて、原子力規制委員会に」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　原子力規制委員会は、第三項に規定する更新をしたときは、放射性輸送物設計承認書を書き換えて交付するものとする。

第二十五条第六項中「に当該放射性輸送物設計承認書を添えて原子力規制委員会に提出し、その書換えを受けなければならない」を「を提出しなければならない」に改める。

別記第五第一号イ中「一メートル」の下に「、下面の端部及び隅角部の曲率半径が六ミリメートル以下」を加え、同号ロ中「であるものに」を「であり、かつ、その端部の曲率半径が六ミリメートル以下のものに」に改める。

（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示の一部改正）

**第三条**　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示（昭和六十三年科学技術庁告示第二十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

（運搬に係る線量当量率）

**第十一条の二**　核原料物質の使用に関する規則第二条第十二号ホの原子力規制委員会の定める線量当量率は、一センチメートル線量当量率とする。ただし、原子力規制委員会が認めた場合は、この限りでない。